

西海市教育委員会（令和7年第9回定例会）会議録

期 日： 令和7年9月30日（火） 午前9時30分開会

場 所： 西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員： 教育長 渡邊 久範
委員 北島 淳朗、矢吹 希己代、武宮 智、谷口 久美子

出席職員： 教育次長 田口 春樹
教育総務課 課長 吉浦 和也
課長補佐 山下 健悟
副参事 長岡 竜児
学校教育課 課長 高尾 晃
参事 尾畑 幸二
社会教育課 課長 尾崎 淳也
課長補佐 白濱 義晴、森下 直也

傍聴者： なし

1. 開会

○教育長

それでは、令和7年度第9回定例会教育委員会を開会いたします。

2. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員に北島委員、谷口委員を指名いたしますよろしく申し上げます。会議録は各委員への事前送付及び指名委員の署名により承認されたものとみなします。

3. 会期決定について

○教育長

次に、会期の決定を議題とします。お諮りします会期は本日1日限りといたしますがご異議はございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

4. 教育長諸報告

○教育長

続きまして、諸報告を行います。お手元の教育長一般報告9月分をご覧ください。かいつまんで説明したいと思います。

※以降、下表に基づき報告

月日	曜日	項目
8月28日	木	校長会役員教育委員会合同会議
8月29日	金	西彼農業高校ウエイトリフティング部 表敬訪問
		下岳龍神祭
8月31日	日	上岳神社八朔遷宮祭典
9月1日	月	令和7年度西海市総合防災訓練
9月4日	木	防災食育施設 丹納地区住民説明会
9月5日	金	第3回市議会定例会本会議
9月7日	日	西彼杵高等学校・時和特別支援学校西彼杵分校体育祭（黒潮祭） 令和7年度大崎高等学校体育祭
9月8日	月	第5回校長会研修会
		第1回学校家庭地域の連携協力推進事業運営委員会及び第2回社会教育委員会
9月9日 ～11日	火 ～ 木	第3回市議会定例会 一般質問
9月12日	金	防災食育施設 黒口地区住民説明会
9月14日	日	中浦郷民運動会
		ながさきピース文化祭2025 開会式
9月15日	月	ふるさと敬老会
9月17日	水	大崎小学校 計画訪問
9月25日	木	地区別教育長・校長合同研修会
9月26日	金	佐藤学先生講演会「西彼中訪問」
9月27日	土	西海市の橋と歴史を巡るクルーズガイドツアー（大島大橋コース）
9月28日	日	雪浦小運動会視察
9月29日	月	スポーツ振興基金運営委員会

以上が9月分の一般報告となります。ただいまの報告につきまして何か委員の皆様方から質問等ございませんか。

(質疑なし)

よろしいでしょうか。それではただいまから議事に入ります。

5. 議事

【日程第1】議案第52号「西海市部活動の地域移行あり方検討委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第1、議案第52号「西海市部活動の地域移行あり方検討委員会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

はい。議案第52号「西海市部活動の地域移行あり方検討委員会委員の委嘱について」になります。本議案の提案理由ですが、令和7年9月30日で委員の任期が満了となるので、西海市部活動の地域移行あり方検討委員会設置条例第3条及び第4条の規定に基づき、委員を委嘱するものです。なお、任期につきましては、令和7年10月1日から令和9年9月30日までとするものです。参考条文につきましては、下段以降の方に記載をしております。

3ページをお開きください。あり方検討委員会委員名簿案になります。1番から10番まで委員の交代はございません。任期の更新のみとなっております。以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長

ただいま議案第52号の説明がありましたが、質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第52号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって議案第52号「西海市部活動の地域移行あり方検討委員会委員の委嘱について」は原案のとおり可決されました。

【日程第2】議案第53号「西海市教育委員会が規則で定める様式における押印による決裁又は供覧の特例に関する規則の制定について」

○教育長

日程第2、議案第53号「西海市教育委員会が規則で定める様式における押印による決裁又

は供覧の特例に関する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

はい。議案第53号「西海市教育委員会が規則で定める様式における押印による決裁又は供覧の特例に関する規則の制定について」です。本議案の提案理由ですが、規則において押印決裁欄のある様式については、これまでどおり紙による押印決裁により処理する方針としてきておりましたが、押印決裁欄のある様式についても、電子決裁を可能とするため特例規定を整備しようとするものです。なお、議案第54号、議案第55号につきましても、同様に告示、訓令について特例規定を設けるものです。

3ページをお開きください。ここに本規則の案を提示しております。第1条が趣旨になります。この規則は行政手続き等の電子化による簡素化への対応の円滑化を図るため、西海市教育委員会が定める規則の規定による様式に係る押印を用いた決裁または供覧の特例に関し、必要な事項を定めるといったような内容になっております。

第2条に定義、第3条に押印決裁等の特例、第4条に押印決裁等様式の特例、第5条に周知、そして第6条に附則としております。なおこの規則につきましては、本年10月1日から施行する予定になっております。

4ページをお開きください。この特例に関する規則の制定のポイントをまとめております。制定の理由につきましては、先ほど来から説明しているとおりです。ポイント2として制定の効果としてまとめております。教育委員会が定める規則の様式に押印決裁欄のあるものについて、例規に搭載した様式に特段の改正を要せず、押印決裁欄を様式から削除するなど、電子決裁を行ううえで必要な修正を様式に加えることが可能となり、これを電子決裁システムに添付することで、電子決裁をすることができるようになっております。なお、この規則につきましては、市長部局の規則についても、同様の特例に関する規則を定めておりますので抜粋を掲載しております。施行期日ですが、先ほど来から説明しているとおり、本年10月1日から施行する予定にしております。同日以降に教育委員会の機関が作成する文書から適用する予定としております。

本来その様式の押印欄については、様式の改正をするような形の手続がこれまでの手続になっておりますが、そういった改正の手続をしなくて、この特例を設けることによって、もう様式そのまま電子決裁を行うという形になっております。

議案第54号、議案第55号についても、規則が告示になったり、あるいは訓令になったりという形になりますが、基本的にはこの制定につきましては、同様の内容を制定しているところになっております。提案理由については以上でございます。

○教育長

はい。ただいま議案第53号の説明がありました。質疑はありますか。はい、矢吹委員ど

うぞ。

○矢吹委員

ご説明ありがとうございます。ちょっとわからないので教えていただきたいんですが、紙でできるものは紙で今までしてたんですが、それが電子化に移行するっていう理解でよろしいんでしょうか。

○教育長

はい、教育次長。

○教育次長

はい。これまではですね、紙で実際教育委員会のほうに文書等が到達します。そうしましたら受け付けをするんですが、それについても電子化をした形の処理をこれまで行っていました。ただし、その様式の中に押印欄があるところですね、押印欄があるところについては、要は電子化できるんですけど、紙でこれまではやっていたと。

結局その例規の規定の中で、要は押印を省略したりとか、そういったところの規定がございませんでしたので、あえてですね、もう電子化は本来やっているとんですけど、あえてその様式を印刷してたと。それをもう、電子化をするっていう前提がありますので、押印をしないようにできる、そういった特例規定を設けたということになります。

○教育長

はい。矢吹委員どうぞ。

○矢吹委員

ありがとうございます。よくわかりました。あともう1点よろしいでしょうか。電子化をするので、業務のスピードアップとか、コストダウンとかっていう面では電子化はいいと思うんですけど、そのセキュリティ面での対策って、どういうふうに管理されてるのかなと、ちょっと気になりましたのでお尋ねします。

○教育長

はい、教育次長。

○教育次長

はい。市役所の電子計算組織というんですかね、要はそういう組織については、基本的にインターネットの方に接続はやっていないところになります。要は閉鎖型のシステムを組んでいると。ただしインターネット等に接続する部分については、一定その別の出口で、セキュリティが高い出口でのインターネット等でのやりとりをするような形になりますので、それについては電子決裁システムもそうですし、あるいはそのグループウェアとってですね、いろんな各部署間の書類のやりとりであったり、行事の調整であったりする、そういつ

たシステムがあるんですけども、そういった部分についても基本的に閉鎖型のシステムを組んでいるということで、セキュリティ対策については、一応想定される分については万全の体制をとっているところです。

○教育長

よろしいでしょうか。他に質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第53号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって議案第53号「西海市教育委員会が規則で定める様式における押印による決裁又は供覧の特例に関する規則の制定について」は原案のとおり可決されました。

【日程第3】議案第54号「西海市教育委員会が告示で定める様式における押印による決裁又は供覧の特例に関する告示の制定について」

○教育長

日程第3、議案第54号「西海市教育委員会が告示で定める様式における押印による決裁又は供覧の特例に関する告示の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

はい。議案第54号「西海市教育委員会が告示で定める様式における押印による決裁又は供覧の特例に関する告示の制定について」です。本議案の提案理由ですが、告示において押印決裁欄のある様式については、これまでどおり紙による押印決裁により処理する方針としてきましたが、押印決裁欄のある様式についても、電子決裁を可能とするため特例規定を整備しようとするものです。なお、告示文の内容、あるいはその制定のポイント等については、先ほど説明したとおりですので省略をさせていただきます。

○教育長

はい。ただいま議案第54号の説明がありました。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第54号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって議案第54号「西海市教育委員会が告示で定める様式における押印による決裁又は供覧の特例に関する告示の制定について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第4】議案第55号「西海市教育委員会が訓令で定める様式における押印による決裁又は供覧の特例に関する訓令の制定について」

○教育長

日程第4、議案第55号「西海市教育委員会が訓令で定める様式における押印による決裁又は供覧の特例に関する訓令の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

はい。議案第55号「西海市教育委員会が訓令で定める様式における押印による決裁又は供覧の特例に関する訓令の制定について」です。本議案の提案理由ですが、訓令において押印決裁欄のある様式については、これまでどおり紙による押印決裁により処理する方針としてきましたが、押印決裁のある様式についても電子決裁を可能とするため特例規定を整備しようとするものです。なお訓令の案、及び制定のポイント等については重複しますので省略をさせていただきます。以上でございます。

○教育長

ただいま議案第55号の説明がありました。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第55号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第55号「西海市教育委員会が訓令で定める様式における押印による決裁又は供覧の特例に関する訓令の制定について」は原案のとおり可決されました。

【日程第5】議案第56号「西海市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令について」

○教育長

日程第5、議案第56号「西海市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

はい。議案第56号「西海市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令について」本議案の提案理由ですが、文書事務のDX推進に伴い、文書規程における教育委員会に到達した紙文書の記録のあり方について、文書管理システムに件名や文書番号を記録することを原則とするよう、また、教育委員会例規の番号の附番を管理する例規令達簿について、文書管理システムを用いた記録することを原則とするよう、所要の改正を行うものです。2ページ以降が改正の内容になりますが、多岐にわたりますので、11ページの訓令の一部を改正する訓令制定のポイントをご覧になっていただきたいと思います。

まずポイント1として制定の理由になります。提案理由の中でも触れましたが、文書規程において電子文書以外の、いわゆる紙文書の登録は紙の文書件名簿への記録を原則として、文書管理システム上に件名簿記載情報を記載することを例外として規定していたところですが、文書事務のDX推進に伴い、文書管理システムに件名や文書番号を記録することを原則とするように改め、また、教育委員会例規の番号の附番を管理している例規令達番号簿について、文書管理システムを用いて記録することにより、紙による例規令達番号簿の管理から、文書管理システムの電子による記録を原則とするよう改めるため、所要の改正を行うものです。平たく言えば、これまで紙ベースで管理番号については管理していたものを、要は文書管理システムの中で整理をするという形の改正を行うということになります。

ポイント2、運用方法についてまとめております。紙文書が到達した場合は、文書管理システムを利用できる環境にない場合、利用して記録することが困難な事由がある場合、または文書管理システムへ登録する必要がないと認められる場合を除き、文書管理システム上に第7条第1号各号に定める事項を記録します。また、教育委員会例規番号の附番の管理についても、本年1月1日以降に施行した例規を含め、文書管理システムを用いた記録に移行いたします。実際その改正文の条文を記載しておりますが、文書番号の管理については、第7条の1号から6号までですね、こういったものを記載して管理をする形になっております。こういったものについても、文書管理システムで登録して管理をするという形になります。

ポイント3、施行時期ですが、この訓令につきましては、本年10月1日から施行する予定にしております。ただし、改正後の19条の規定、これについては、令和7年1月1日から遡及して適用するという形になっております。例規の番号の管理については、1月1日から12月31日までに管理をすると、1月1日から施行をした文書が1番からという形で、1月1日に告示をしたり、公布をしたりする分が1番という形になりますので、一応遡及して1月1日から適用するという形で考えております。提案理由については以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第56号の説明がありました。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第56号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第56号「西海市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令について」は原案のとおり可決されました。

○教育長

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。その他について事務局から諸報告をお願いします。

6. その他

各課諸報告(資料により報告)

○教育長

ただいま、各課の報告がありましたけども、委員の皆様方から何かございますか。はい、武宮委員どうぞ。

○武宮委員

総合運動公園の落雷についてなんですけど、これまでの落雷対策というか、それは十分にできてたのかどうかっていうのを教えていただけますか。

○教育長

はい、社会教育課長。

○社会教育課長

はい。落雷対策といいますか、俗に避雷針と言われるところなんですけど、体育館の建物自体にはないんですけど、そのキュービクル内にもそういった避雷針みたいな部分はあったんですけども、結局それもそこに実際は落ちてきてないというところもあって、実際電線を通ってきてますので。逆に避雷針があっても、逆にこう集まるっていう特性もあるらしくて、建物によっては避雷針がないところももちろんございますし、対策としてはキュービクル内にもそういった装置はあったんですけども、もうそれも結局役に立ってないと言いますか、相当量の電圧が、電気が流れているというような状況でございました。

○教育長

よろしいでしょうか。他にございませんか。よろしいでしょうか。
それではないようですので、以上で本日の定例教育委員会を閉会いたします。お疲れさ
ました。

(午前10時24分閉会)

次回の定例教育委員会：10月27日（月）午後1時30分から

署名

令和 年 月 日

教育委員

教育委員

職員
